医療費をお知らせします

保険制度の仕組や健康に対するご理解を深めていただくために、国民健康保険で受診された医療費の額を参考としてお知らせいたします。また、医療費控除の申告にもご活用いただけます。

- 医療費のうち、７割分（未就学児は８割、７０歳以上の方は７割または８割）を国分寺市から医療機関等へ支払っています。残りの３割分（または２割）が、皆様が医療機関等の窓口で実際に支払った金額です。
- 受診された医療機関等の請求に基づき作成しているため、医療機関からの請求が遅れている場合や、審査機関で審査中のものについては記載していません。また、審査機関で保険診療と認められなかった部分がある場合、領収書の金額と一致しません。
- 自己負担相当額には入院時の食事代は含まれますが、保険のきかない治療や費用（薬の容器、健康診断、差額ベッド代等）は含まれていません。
- 医療機関の名称変更、廃業の場合、「東京都医療機関」または「○○（道・府・県）医療機関」と記載されています。また、医療機関コードに変更があった場合にも、「東京都医療機関」または「○○（道・府・県）医療機関」と記載されることがあります。

＜医療費のお知らせに関する問い合わせ先＞
国分寺市役所　保険年金課　国民健康保険係電話：042-325-0111（内線 314）

医療費控除の申告手続きに使用する場合の注意事項

- この医療費通知の対象期間として記載しているのは以下の期間分です
  - 医科・歯科・調剤・訪問看護：**令和５年 12 月～令和６年９月診療分**
  - 柔道整復：**令和６年１月～令和６年９月請求分**
  - 令和６年度は庁舎移転とシステム移行の都合上、通知を前倒しで送付しています。そのため例年より対象期間が短くなっています。ご容赦ください。
- 医療費控除の対象はその年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までに支払った医療費です。このお知らせに記載されていない医療費（**令和６年 10 月～12 月診療分など**）等は、別途領収証に基づいて「医療費控除の明細書」を作成してください。
- 窓口負担額には、自己負担相当額が記載されています。**実際に負担された額と異なる場合（公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある場合）は、窓口負担額から公費負担医療の額を差し引く等の訂正をして申告してください。**

＜医療費控除の申告に関する問い合わせ先＞
確　定　申　告　⇒ 立川税務署　電話：042-523-1181
市・都民税申告　⇒ 国分寺市課税課住民税係　電話：042-325-0111（内線 327）
※保険年金課では確定申告に関するお問い合わせにはお答えできません

■マイナポータルで医療費通知の最新内容を確認したり、所得税の確定申告の手続きをしたりすることができます。便利な機能ですのでぜひご利用ください。詳しくはこちらのホームページでご確認ください

デジタル庁ホームページ➡